

全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書

1978年から各都道府県をA～Dのランクに分け、地域別最低賃金の額を各地方最低賃金審議会が各都道府県の労働局長へ答申する、いわゆる目安制度が導入されました。制度の導入後、しばらくの間は最低賃金額の地域間格差は是正される傾向がありましたが、近年は再び拡大し、目安制度が有効に機能しなくなっています。

地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」とされています。しかし、賃金や企業の支払いの能力は地域による差異よりも、企業規模や職種の差異の方が大きくなっています。また、労働者の生計費は、現在、地域間による格差はほとんど存在しないことが指摘されています。

最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定させ、地方から都市部への人口流出の原因となっており、地域の経済活動を低下させる一因になっています。全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、最低賃金を引き上げていくことは地域経済の健全な発展のために求められています。

同時に、最低賃金を引き上げるために、中小・零細企業への支援策として、社会保険料の減免・軽減措置や適正価格による公正取引の確立など、中小・零細企業への支援策を強化することが必要です。

よって、政府においては、全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、全国一律最低賃金制度の導入にあたり影響を受ける中小・零細企業への支援策を講じることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月17日

北海道根室市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣